

漁業法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表について

本県における 1 月から 3 月までの知事管理区分に係るくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、知事管理漁獲可能量の 8 割を超え、当該管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超える恐れがあると認められるので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 2 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ(小型魚)
- 2 対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業
- 3 漁獲可能期間
令和 8 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで
- 4 漁獲量（令和 8 年 3 月 2 5 日現在）
1 3 . 4 トン（概数） / 1 5 . 6 トン（知事管理漁獲可能量）
- 5 漁獲量の知事管理漁獲可能量に対する割合（令和 8 年 3 月 2 5 日現在）
8 5 . 2 %